

○国立研究開発法人水産研究・教育機構の保有する電磁的
記録の開示の方法に関する規程

	平成14年10月	1日付け14水研	第676号
	平成17年4月	1日付け17水研本第	89号
改正	平成18年4月	1日付け17水研本第	1907号
改正	平成27年4月	1日付け26水研本第	70325001号
改正	平成28年4月	1日付け28水機本第	80401008号
改正	平成29年4月	1日付け28水機本第	90323001号
改正	令和5年3月27日付け	4水機本第	1161号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「公開法」という。)第15条第1項及び第2項並びに個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「保護法」という。)第87条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人水産研究・教育機構(以下「機構」という。)の保有する電磁的記録の開示の方法を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において用いる用語であつて、公開法、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成14年政令第199号)及び保護法において用いられる用語と同一のものは、これを同一の意義で用いるものとする。

(開示の方法)

第3条 電磁的記録の開示の方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、それぞれ同号に定めるとおりとする。

(1)録音テープ又は録音ディスク

次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ

(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)

に複製したものの交付

(2)ビデオテープ又はビデオディスク

次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ

(日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間120分のものに限る。)に
複写したものの交付

(3)電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。)

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

(4)電磁的記録(前号オに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)

次に掲げる方法であって、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 前号アからウまでに掲げる方法

イ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本産業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。)に複写したものの交付

ウ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。)に複写したものの交付

エ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。)に複写したものの交付

オ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本産業規格X6127・X6129・X6130又はX6137に適合するものに限る。)に複写したものの交付

(前条の方法により難しい場合)

第4条 電磁的記録の種別又は量により、前条各号の方法等により開示することが困難である場合の当該電磁的記録の開示方法は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号)において定める方法を参酌してその都度定めるものとする。

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則 [平成17年4月1日付け17水研本第89号]

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 [平成18年 4月 1日付け17水研本第1907号]

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則 [平成27年4月1日付け26水研本第70325001号]

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 [平成28年4月1日付け28水機本第80401008号]

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [平成29年4月1日付け28水機本第90323001号]

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 [令和5年3月27日付け4水機本第1161号]

この規程は、令和5年3月27日から施行する。

(参考)

第3条(1)イ

規格番号 C5568:磁気テープ録音再生システム第7部 テープレコード用及び民生用カセット

第3条(2)イ

規格番号 C5581: VHS方式 12.65mm (0.5in)磁気テープヘリカル走査ビデオカセットシステム

第3条(4)イ

規格番号 X6103: NRZ-1方式による 12.7mm幅, 9トラック, 32cpmm, 情報交換用磁気テープ

規格番号 X6104: 位相変調(PE)方式による 12.7mm幅, 9トラック, 63cpmm, 情報交換用磁気テープ

規格番号 X6105: GCR方式による 12.7mm幅, 9トラック, 246cpmm, 情報交換用磁気テープ

第3条(4)ウ

規格番号 X6123: 12.7mm幅, 18トラック, 1491cpmm, 情報交換用磁気テープカートリッジ

規格番号 X6132: 12.7mm幅, 18トラック, 情報交換用磁気テープカートリッジ, 拡張フォーマット

規格番号 X6135: 12.7mm幅, 36トラック, 情報交換用磁気テープカートリッジ

第3条(4)エ

規格番号 X6141: 8mm幅, ヘリカル走査記録, 情報交換用磁気テープカート

リッジ

規格番号 X6142 : 8mm 幅, ヘリカル走査記録, 情報交換用磁気テープカートリッジ, デュアルアジマス様式

第3条(4)オ

規格番号 X6127 : 3.81mm 幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS 様式

規格番号 X6129 : 3.81 mm 幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-2 様式, テープ長 120m

規格番号 X6130 : 3.81mm 幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-3 様式, テープ長 125m

規格番号 X6137 : 3.81mm 幅, ヘリカル走査記録情報交換用磁気テープカートリッジ, DDS-4 様式, テープ長 150m